

令和3年度甲賀市災害時受援計画（案）の概要について

甲賀市総合政策部危機管理課

1. （素案）の修正について

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第4項の規定に基づき、災害時において他の官民関係機関等から人的・物的な支援を迅速・的確に受け入れるため、効果的な調整と調達を行う対策に関する事項を定めた「甲賀市災害時受援計画」について、令和3年2月の防災会議や令和3年5月の議会総務常任委員会などでの意見を踏まえ必要な修正を行うもの。

2. 主な修正内容

(1) 令和3年2月防災会議での意見

・受援担当の構成に関して、記載の順番が「人員調整担当」→「物資調整担当」→「受援統括担当」としていたが、受援業務統括及び進捗管理を行う「受援統括担当」を上位に記載すべきとの意見により、記載順を修正したもの。

(2) 令和3年5月議会総務常任委員会での意見

読みやすさへの配慮に関して意見があり、他市町の受援計画を参考にしながら、以下の方針により簡潔で明瞭な表現となるよう修正を行ったもの。

- ① 比喩表現の削除(例:1頁「災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、被災自治体においては、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要である。」)
- ② フォントの変更(MSゴシック体→MS明朝体)
- ③ 注釈の追加(5頁「マイナポータル」「物資調達輸送等調整システム」「被災者支援システム」「デジタル・トランスフォーメーション」等)

(3) 甲賀市広域行政組合消防本部の意見

災害時において、他府県へ緊急消防援助隊等の応援要請を行う場合や受援要領について記載するよう意見があったため、これに係る内容について追記したもの。

(4) その他

誤記修正等。